

あきる野市いじめ問題調査委員会規則（平成27年あきる野市規則第9号）

（趣旨）

第1条 この規則は、あきる野市いじめ防止対策推進条例（平成27年あきる野市条例第15号。以下「条例」という。）第17条に規定するあきる野市いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をし、報告する。

（1） いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る教育委員会又は学校が行った条例第14条第1項の調査の結果に関すること。

（2） 重大事態の再発防止に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、条例第14条第1項の調査を行った組織の構成員以外の者のうちから、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1） 識見を有する者

（2） 法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者

（3） その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、必要の都度、会議を開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、子ども家庭部子ども政策課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。